

令和8年度土地改良区機能強化支援事業（土地改良区運営基盤強化推進研修等）に係る公募要領

第1 総則

令和8年度土地改良区機能強化支援事業（土地改良区運営基盤強化推進研修等）（以下「本事業」という。）に係る公募の実施については、この公募要領に定めるもののほか、土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び土地改良区機能強化支援事業実施要領（令和7年4月1日付け6農振第2937号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

なお、本公募は、令和8年度予算により実施する事業に係るものであるが、予算の成立後速やかに当該事業を実施するため、予算の成立前に行うものであり、成立した予算の内容に応じて、事業内容等の変更が有り得る。

第2 公募対象補助事業

【目的】

農業水利施設等は、農業生産の基盤となる重要な施設であり、基幹から末端に至るまでの一連の施設が、土地改良区、市町村、地域住民等の関係者によって適切に保全されることにより、その機能が発揮されるものである。

しかしながら、近年、人口減少等により地域住民による保全体制が脆弱化しており、また、土地改良区については、規模が小さく専任職員が不在であるものが半数程度を占めている状況にあり、現在の役割分担では、将来にわたって農業水利施設等の適切な保全管理を継続することが困難となるおそれがある。

このような中、適切かつ継続的な保全体制を確立するためには、土地改良区が地域の関係者と協議の上で、施設管理の役割分担や連携方法等を定めた水土里ビジョンの策定を推進するとともに、これに基づく取組を推進するために必要となる土地改良区の運営基盤の強化を図っていくことが必要である。

このため、本事業は、財産管理制度等の活用推進対策、研修・人材育成等を実施し、土地改良区の運営基盤強化に資することを目的とする。

【事業内容】

本事業は、令和7年度から令和11年度までの実施を予定しており、令和8年度の事業内容は次のとおりとする。

1 受益農地管理強化対策

所有者不明農地等が存在することにより換地業務又は土地改良事業の実施に支障が生じている地区において、円滑かつ適正な換地処分及び土地改良区の受益地内における所有者不明農地等の解消を図るため、財産管理制度等（民法（明治29年法律第89号）第25条に基づく不在者財産管理制度、同法第262条の2に基づく所在等不明共有者の持分の取得、同法第262条の3に基づく所在等不明共有者の持分の譲渡、同法第264条の2から第264条の7までに基づく所有者不明土地管理制度及び同法第952条に基づく相続財産清算制度をいう。以下同じ。）の活用推進を目的として、次の業務を行うものとする。

（1）財産管理制度等活用推進委員会の設置

実施要領第4の2の（1）のアの規定により、国及び地方公共団体の職員、公募団体、都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）及び土地改良区の役職員並びに学識経験者その他必要な者をもって構成する財産管理制度等活用推進委員会を設置するものとし、以下の検討等を行う。

ア （2）により実施する財産管理制度等活用実態調査の項目及び調査結果

イ （3）の財産管理制度等活用マニュアルの内容

ウ （4）により実施する財産管理制度等の普及・啓発指導の方針

エ その他財産管理制度等の活用の推進に資する事項

(2) 財産管理制度等活用実態調査

所有者不明農地等が存在することにより換地業務又は土地改良事業の実施に支障が生じている地区等を対象に、おおむね次の事項について調査を行うものとする。

- ア 所有者不明農地等が存在することにより生じている支障の内容
- イ 財産管理制度等の活用上の課題と対応方策
- ウ 財産管理制度等を活用して土地の所有者を特定した事例
- エ 財産管理制度等以外の手法で換地処分の促進が図られた事例

(3) 財産管理制度等活用マニュアルの改訂

(1) のイの検討結果及び(2)の調査結果に加え、これまでの財産管理制度等の取組状況を踏まえ、土地改良事業における財産管理制度等の活用に資するマニュアルの内容を見直し、改訂版を作成するものとする。当該マニュアルには、制度の概要のほか、制度の理解を促進するための活用事例、制度等に関するQ&A等を含めるものとする。なお、改訂版は、財産管理制度等の活用を一層促進するため、農林水産省等のWebページで公開するものとする。

(4) 財産管理制度等の普及・啓発指導

- ア 上記(3)の改訂版マニュアルの案、活用実態調査の結果、令和7年度に作成した啓発資料(アニメーション動画等)等を活用し、土地改良区等に対して、財産管理制度等の普及・啓発を行うものとする。必要に応じて、土地改良区等を対象に説明会を開催することとし、対面形式で開催する場合であっても、土地改良区の役職員の出席を促進するため、Web会議形式も併用するものとする。
- イ 土地改良区等に対して財産管理制度等の活用に関して具体的な指導を実施する地方連合会からの要請に応じて、助言等を行うものとする。

2 研修・人材育成

(1) 土地改良区運営基盤強化推進研修

ア 統合整備推進研修

- (ア) 土地改良区の合併を推進するために必要な基礎的な知識を習得するための研修を行うものとする。
- (イ) 研修は、土地改良区の役職員等を対象とし、全国を対象に1回以上開催し、1回当たりの時間は1日程度とする(Web会議など対面形式以外の形式で開催することができる)。

また、研修の開催に当たっては、受注者において開催案内、受講者の整理、研修会場の手配、(ウ)の研修内容に沿った資料作成、機材の準備等の必要な作業を行うものとする。

あわせて、受講者に対しては、翌年度の研修開催を想定した研修内容等の改善事項の検討に資するアンケートを実施するものとする。

(ウ) 研修内容

- a 合併協議の体制構築・進め方について
- b 合併推進に係る諸課題・懸案事項への対応について
 - (a)組織運営に係る課題等
 - (b)施設管理に係る課題等
- c 合併事例の検証・検討
- d 合併後における諸課題・懸案事項解消への取組について
- e 合併の推進に資する滞納処分の実施について
- f その他合併を推進する人材の育成に関する事項

イ 運営基盤強化推進研修

- (ア) 土地改良区の運営基盤強化を推進するために必要な知識を習得するための研修を行うものとする。
- (イ) 研修は、土地改良区の役職員等を対象とし、新規採用職員をはじめとす

る経験の浅い職員等を対象に基礎的な知識を習得する研修と、それ以外の役職員等を対象に実務的な知識を習得する研修に分けて実施する。

(ウ) 基礎的な知識を習得する研修は、全国を対象に1回以上開催するものとする。

実務的な知識を習得する研修は、全ての都道府県で1回以上開催するものとする。

いずれの研修も、1回当たりの時間は1日程度とする（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができるとしている。）。

また、研修の開催に当たっては、受注者において開催案内、受講者の整理、研修会場の手配、（エ）の研修内容に沿った資料作成、機材の準備等の必要な作業を行うものとする。

あわせて、受講者に対しては、翌年度の研修開催を想定した研修内容等の改善事項の検討に資するアンケートを実施するものとする。

(エ) 研修内容

a 土地改良区の現状と課題について

全国の現状と課題のほか、地域ごとの現状と課題についても含んだ内容とする。

b 土地改良区の業務及び運営について

c 土地改良区の会計経理について

d 経営収支の健全化に資する取組について

実務的な知識を習得する研修においては、取組事例の紹介を含んだ内容とする。

e 計画的な更新のための資金調達（更新積立等）について

実務的な知識を習得する研修においては、取組事例の紹介を含んだ内容とする。

f 地域の関係者との連携について

g その他土地改良区の運営基盤強化を推進する人材の育成に関する事項

（2）施設管理研修

ア 管理専門指導員研修

(ア) 土地改良施設管理の強化を図るため、土地改良施設の診断・管理指導等を行う管理専門指導員等を対象とした研修を行うものとする。

(イ) 研修は、全国を対象に基礎的な知識を習得する研修、実務的な知識を習得する研修等に分け、計2回以上開催するものとする。

いずれの研修も、1回当たりの時間は1日程度とする。（Web会議など対面形式以外の形式で開催することができるとしている。）。

また、研修の開催に当たっては、受注者において開催案内、受講者の整理、研修会場の手配、（ウ）の研修内容に沿った資料作成、機材の準備等の必要な作業を行うものとする。

あわせて、受講者に対しては、翌年度の研修開催を想定した研修内容等の改善事項の検討に資するアンケートを実施するものとする。

(ウ) 研修内容

a 土地改良施設管理概論

b 農業水利施設のストックマネジメント概論

c 農業水利施設の機能診断概論

d 農業水利施設の安全管理関係

e その他管理専門指導員等の資質向上に関する事項

イ 土地改良施設の整備補修事例検討会

(ア) 土地改良区等が管理する土地改良施設の整備補修（地方連合会が実施する診断・管理指導に基づき実施されるものをいう。）について、先進技術の導入事例等の共有化を図るため、土地改良施設の診断・管理指導等を行う管理専門指導員等を対象とした検討会を行うものとする。

(イ) 検討会は、全国を地方農政局ごとのブロックに分け、ブロック単位で1回以上開催するものとし、1回当たりの時間は1日程度とする（Web会

議など対面形式以外の形式で開催することができることする。）。ただし、北海道は東北農政局ブロックに、沖縄県は九州農政局ブロックに含めるものとする。

また、検討会の開催に当たっては、受注者において開催案内、出席者の整理、検討会会場の手配、（ア）の内容に沿った資料作成、機材の準備等の必要な作業を行うものとする。

（3）会計指導員育成研修

ア 土地改良区の経営診断・改善指導、施設・財務管理強化相談業務、土地改良区等の指導監査等を行う会計指導員を育成するための専門的な研修（以下「育成研修」という。）及び認定試験を行うものとする。

イ 育成研修（e ラーニング等を含む。）は、新たに会計指導員になろうとする受講者及び過年度における会計指導員の認定を更新しようとする受講者を対象に会計指導員として必須となる知識を習得する研修と、現に会計指導員である受講者を対象に土地改良区への発展的な指導を行うための知識を習得する研修に分け、それぞれ全国で 1 回以上開催するものとする。

また、1 回当たりの時間は、前段に掲げる研修については延べ 12 時間以上、後段に掲げる研修については 1 日程度とする。

あわせて、研修の開催に当たっては、受注者において開催案内、受講者の整理、研修会場の手配、エの研修内容に沿った資料作成、オの試験内容に沿った試験問題作成、機材の準備等の必要な作業を行うものとする。

加えて、受講者に対しては、翌年度の研修開催を想定した研修内容等の改善事項の検討に資するアンケートを実施するものとする。

ウ 認定試験は、新たに会計指導員になろうとする受講者を対象に行うものとする。

エ 研修内容

育成研修の内容は、概ね次のとおりとする。

（ア） 土地改良区の経営診断・改善指導に関する事項

イの後段に掲げる研修にあっては、取組事例の紹介を含んだ内容とする。

（イ） 施設・財務管理強化相談業務に必要な土地改良区会計及び業務運営に関する事項

（ウ） 土地改良区等の指導監査に関する事項

（エ） 土地改良区の事業運営の透明化やガバナンスの強化に関する事項

オ 試験内容

認定試験の内容は、実施要領第 5 の 1 の（3）のエの（イ）によるものとする。

カ 会計指導員育成研修運営委員会の設置

実施要領第 5 の 1 の（3）のカの規定により、次に掲げる事項を所掌する委員会を設置するものとする。なお、構成員には、必ず公認会計士、税理士等、会計に関する学識経験者を含めること。

（ア） 育成研修のカリキュラムに関するこ

（イ） 認定試験問題の作成に関するこ

（ウ） 認定試験結果の審査に関するこ

（エ） その他会計指導員の育成に関する事項

キ 認定証の印刷及び発送

実施要領第 5 の 1 の（3）のキの規定による認定証の交付の際には、公募団体が認定証の印刷及び認定者に対する発送を行うものとする。

ク 個人情報の管理及び情報共有・提供

研修の受講・受験資格の確認をする際に取得する個人情報の管理及び情報共有・提供については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に基づき、適切に行うこと。

ケ その他

本研修の内容は、会計指導員の認定を受けようとする者以外の者にとって

も重要であることを踏まえ、受講資格を有さない者等の聴講についても、研修の実施に支障とならない範囲で対応するよう配慮するものとする。

(4) 換地関係異議紛争処理実務研修

ア 土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決を図るため、都道府県の職員、地方連合会の役職員及び土地改良区等の役職員等を対象に研修を行うとともに、本研修等において活用する土地改良換地に関する異議紛争の未然防止及び早期解決のための資料を作成するものとする。

イ 研修は、全国を地方農政局ごとのブロックに分け、ブロック単位で1回以上開催するものとし、1回当たりの時間は1日程度とする。ただし、北海道は東北農政局ブロックに、沖縄県は九州農政局ブロックに含めるものとする。また、土地改良区の役職員の参加を促進するため、対面形式で開催する場合であっても、Web会議形式の併用も検討することとする。

また、研修の開催に当たっては、受注者において開催案内、受講者の整理、研修会場の手配、アの資料作成、機材の準備等の必要な作業を行うものとする。

あわせて、受講者に対しては、翌年度の研修開催を想定した研修内容等の改善事項の検討に資するアンケートを実施するものとする。

ウ 研修内容について、概ね次のとおりとする。

(ア) 土地改良換地に関する既往の異議紛争事例、適切かつ円滑に行われた換地事務の事例、財産管理制度や農地中間管理機構の活用事例、他法令の新制度活用事例等、換地事務の円滑化に有益な事例（過年度の本研修において発表された事例も含む。）の発表及び参加者による検討、意見交換

(イ) 土地改良換地に関する他法令の制度等に関する事項

(ウ) 土地改良換地における財産管理制度等の活用に関する事項

(エ) その他必要な事項

エ ウの（ア）の事例については、全国のブロックの内容を報告書として取りまとめるものとする。

オ 地方連合会が行う換地処分未了地区等の解消に関する指導に対する助言等を行うものとする。

(5) 関係機関との連携

上記（1）から（4）までの研修については、公募団体は、都道府県及び都道府県土地改良事業団体連合会と連携の上、実施するものとする。

第3 公募対象団体

公募に応募できる団体は、1の対象団体に掲げる団体であって、2の応募資格・条件等の全てを満たすものとする。

1 対象団体

民間団体（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人等）

2 応募資格・条件等

- (1) 意思能力及び行為能力を有する団体であること。
- (2) 補助事業等を遂行する資力を有する団体であること。
- (3) 法人格を有さない任意団体の場合は、会計処理、意思決定等の方法について規約等が整備されていること。

第4 補助対象経費の範囲

項目	内容
1 賃金	本事業の実施に直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
2 報償費	本事業の実施に直接必要な委員等謝金、講師等謝金、原稿執筆謝

		金及び資料収集等に協力を得た人に対する謝礼に必要な経費（社内規定等に基づく単価の設定根拠によること）
3	旅費	本事業の実施に直接必要な会議の出席、各種調査、打合せ及び資料収集等に必要な旅費、又は、技術指導を行うための旅費として依頼した専門家に支払う旅費
4	需用費	本事業の実施に直接必要な消耗品、自動車等燃料、印刷製本等の調達に必要な経費
5	役務費	本事業の実施に直接必要、かつ、それだけでは本事業の成果とはなり得ない器具機械等の各種保守・改良、翻訳、分析及び試験等を専ら行うために必要な経費
6	委託料	本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の団体に委託するために必要な経費。ただし、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
7	使用料及び賃借料	本事業の実施に直接必要な車両等の借り上げ、駐車場、会議の会場及び物品等の使用料、有料道路使用料に必要な経費
8	備品購入費	本事業の実施に直接必要な備品の購入に係る経費
9	給料、職員手当等又は技術員手当	「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に基づき算出される経費
10	共済費	1及び9に該当する者に対する共済組合負担金及び社会保険料等
11	補償費	本事業の実施に直接必要な業務の遂行上、一時的に必要となる仮設的用地の借料
12	資材購入費	本事業の実施に直接必要な資材の購入費
13	機械賃料	本事業の実施に直接必要な機械・器具等の借料及び損料

なお、当該補助事業の仕入れに係る消費税等を消費税等納付額から控除できる団体にあっては、仕入れに係る消費税等は補助対象経費にならないので注意すること。

第5 補助対象とならない経費

- (1) 恒久的な建物等の建築に関する経費、不動産取得に関する経費及び本事業を実施しなくとも必要となる経費で、事業に直接関連のない経費
- (2) 管理費等事業共通で使用する経費については、事業分を明確に証明できない経費
- (3) 他の官公庁、自治体等の支援制度を併用する経費
- (4) 本事業の遂行に關係のない経費（飲食、喫煙、手土産、接待等に要するもの）
- (5) 仕入れに係る消費税等（当該補助事業の仕入れに係る消費税等を消費税等納付額から控除できる団体の場合。）

第6 補助金の額及び補助率

補助対象となる事業費は、138,523,000円以内とし、予算の範囲内において、事業の実施に必要となる経費を定額により補助する。

なお、補助金の額は、補助対象経費の金額の算定に誤りがないかどうか審査をした上で決定するため、提案のあった額より減額されることがある。

第7 説明会の開催

- 1 本事業に関する説明会を次のとおり開催する。
日時：令和8年2月27日（金）《開催時間は、参加者に対し別途連絡する。》
場所：Web会議型式で開催予定《参加者に対し別途連絡する。》
- 2 説明会への出席を希望する者は、別紙様式1「令和8年度土地改良区機能強化支援事業（土地改良区運営基盤強化推進研修等）に関する説明会出席届」を令和8年2月19日（木）までに第8の4「提出・照会等窓口」へ提出すること。

第8 課題提案書等の提出について

1 提出書類

- (1) 「令和8年度土地改良区機能強化支援事業（土地改良区運営基盤強化推進研修等）に関する課題提案書の提出について」（別紙様式2）
- (2) 課題提案書（別紙様式3）
- (3) 事業費内訳（別紙様式4）《本事業を実施するために必要な経費をすべて記載すること。》
- (4) 「みどりチェック」チェックシート（別紙様式5）
- (5) 定款、規約、寄付行為、業務方法書等の規約
- (6) 直近の資産、負債、収支予算、収支決算等に関する事項が記載された財務関係書類

2 提出方法

メール、持参又は郵送のいずれかにより提出すること。

3 提出期限

令和8年3月5日（木）午後6時15分まで

（郵送の場合は、令和8年3月5日（木）午後6時15分までに窓口必着とする。）

4 提出・照会等窓口

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農村振興局整備部土地改良企画課

組織強化企画班、団体指導・利用調整班、団体指導推進班、農地集団化班
(北別館5階ドア番号：北513)

TEL：03-3502-8111（代表）

e-Mail：kohei_nakamura370@maff.go.jp

担当者：課長補佐	比嘉 真一郎	（ヒガ シンイチ：内線5475）
課長補佐	菅野 真一	（カノン シンイチ：内線5475）
課長補佐	高森 正史	（タカモリ マサヒ：内線5476）
課長補佐	細貝 輝	（オカベ アキラ：内線5476）
組織企画係長	中村 昂平	（ナカムラ カウヘイ：内線5475）
交換分合係員	大徳 夏純	（オオトク カスミ：内線5475）
推進第1係長	鈴木 若菜	（スズキ カナ：内線5476）
換地係員	太田 岳志	（オオタ タケシ：内線5476）

第9 課題提案書等の内容等

1 課題提案書は、別紙様式3の「記載に当たっての注意事項」に従い作成すること。

「記載に当たっての注意事項」に従った課題提案書ではない場合には、提案書の評価を行わないことがあるので留意すること。

なお、課題提案書は日本語で記載すること。また、紙により提出を行う場合は、A4版・片面印刷（カラーページがある場合はカラー印刷）とすること。

2 提出された課題提案書に疑義が生じた場合は、確認のため問合せを行う場合がある。

3 課題提案書の作成・提出等に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

4 一度提出された課題提案書等は、変更及び取消しができない。また、課題提案書等は返却しない。

5 課題提案書等は、当該公募に係る事務手続以外の目的で、応募者に無断で使用しない。

第10 課題提案書の選定（特定）

1 補助金等交付候補者の選定は、農村振興局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）において、審査基準に基づき、提出

- された課題提案書等について審査の上、選定する。
- 2 課題提案書等の内容を選定審査委員会に対して説明する機会を設けないため、提出された課題提案書等のみをもって審査し、選定する。
 - 3 補助金等交付候補者は、1団体を予定している。
ただし、提出された課題提案書等を審査し、補助事業遂行能力が備わっていないと判断できる場合は、補助金等交付候補者として選定しない。

第11 選定結果の通知

選定審査委員会における審査・選定の結果、補助金等交付候補者として選定された団体に対しては選定された旨を、補助金等交付候補者として選定されなかつた団体に対しては選定されなかつた旨を、それぞれ令和8年度予算成立日までに通知する。

また、補助金等交付候補者として選定された団体の名称等は、公表する。

第12 主な留意事項

- 1 本事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、実施要綱、実施要領及び土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官通知）に従うこと。

2 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該証拠書類又は証拠物を、本事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備し保管すること。

- 3 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図ること。

なお、当該財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号の規定により農林水産大臣が定める処分制限財産とし、農林水産大臣が別に定める期間内において、当該財産を農村振興局長の承認を受けて処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

- 4 本事業に関して知り得た業務上の秘密については、事業の実施期間中であるか否かにかかわらず、第三者に漏らしてはならない。

5 人件費の算定等については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に従うこと。

- 6 本事業により作成した成果物（冊子、動画、パンフレット等）、データ等の知的財産権は、事業実施主体に帰属する。なお、農林水産省又は農林水産省が指定する者に対しては、無償使用を許可するものとし、その他第三者に対しては、農林水産省担当部署と事前協議の上、無償使用を許可するものとする。

また、事業実施主体が本事業の実施により特許、実用新案登録、意匠登録等の権利を取得した場合又は実施権を設定した場合は、農村振興局長に報告しなければならない。農林水産省は、事業実施主体による特許等の取得状況を自由に公表できるものとする。

なお、事業実施期間中及び事業実施期間終了後5年間において、本事業により得られた知的財産権の全部又は一部の譲渡を行おうとする場合は、事前に農村振興局長に報告しなければならない。

本事業により取得した知的財産権は、事業実施主体の職務発明規程等に基づき、発明者の所属機関に承継させることができる。

- 7 事業実施主体は、情報セキュリティの確保に万全を努めることとし、特に、次の点に注意すること。

- (1) 本事業の実施に当たり、情報漏えい防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、セキュリティマニュアル等を作成して適正な個人情報等の管理を行うこと。
- (2) 事業の実施に当たり、外部と接続しているパソコンを利用する場合には、フ

アイアウォールの設定等、本事業に係る情報が不正に外部に流失しないよう、適切なセキュリティ対策を講じるとともに、適切な個人情報等の管理に係る措置を講じること。

- (3) 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに担当職員に報告し、今後の対応方針について協議すること。
- (4) 事業実施主体は、本事業の遂行により知り得た情報（個人情報を含む。）については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。
- (5) 事業実施主体は、個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に規定する情報をいう。以下同じ。）の取扱い及び管理について、個人情報保護法に関する法令の趣旨に従うこと。
- (6) 事業実施主体は、個人情報について、善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、漏洩防止のための合理的かつ必要な方策を講じること。